サーラの浄水ご利用規約

下記（以下「当社」といいます。）は、浄水型ウォーターサーバー（以下「本製品」といいます。）のレンタル及び本製品専用の浄水カートリッジ（以下「本商品」といい、本製品と総称して「本商品等」といいます。）の提供サービス（以下、併せて「本サービス」といいます。）の利用規約を以下の通り定めます。本規約は、本サービスを利用するすべてのお客さまに適用されます。

◇サーラエナジー㈱／愛知県豊橋市駅前大通一丁目55番地 サーラタワー　TEL 0532-51-1212　代表者：代表取締役社長：鈴木 敬太郎
◇サーラE＆L 名古屋㈱／愛知県知立市鳥居一丁目1番地17　TEL 0566-81-8011　代表者：代表取締役社長：藤城 賢司
◇サーラE＆L 静岡㈱／静岡県静岡市清水区鳥坂531番地　TEL 054-347-4614　代表者：代表取締役社長：立岩 幹弘
◇グッドライフサーラ関東㈱／神奈川県横浜市戸塚区小雀町1959番地1　TEL 045-854-2801　代表者：代表取締役社長：河田 栄一郎
◇サーラの水（株）/愛知県豊橋市駅前大通一丁目55番地　サーラタワー　TEL 0532-33-1051　代表者：代表取締役社長：鈴木 将孝

■第1条　定義

本規約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。また、本規約の各条項（前文等の内容を含みます。以下同様とします。）において定義される用語の意義は、文脈上明白に異なる場合を除き、その他の各条項においても同一の意義を有するものとします。

⑴『営業日』とは、日本国の暦における日祝休日及び当社が指定する営業休止日を除く日をいいます。

⑵『配送予定日』とは、当社がお客さまからの届出に基づいて本商品等を配送する予定日をいいます。ただし、このお客さまの指定する予定日に変更が生じた場合、変更された後の最新の予定日を配送予定日として取り扱うものとします。

⑶『利用開始日』とは、お客さまが指定した本製品の初回配送予定日のうち、この初回配送予定日に従って当社が本製品を出荷し、かつ、当社に返送されることなくお客さまが本製品を受領したことを当社が確認できた場合における当該初回配送予定日をいいます。なお、お客さまによる本製品の現実の受領日又は当社においてその確認ができた日の如何は問わないものとします。

⑷『最低利用期間』とは、本サービスを最低限ご利用いただく必要がある期間をいい、その具体的な期間は第2条2項1号又は2号で定めるものとします。

⑸『停止』とは、当社が強制的に本サービスを止めること（本商品の配送を停止することを含みますが、これに限定されません。）をいいます。

⑹『解約』とは、『申出解約』及び『強制解約』をいいます。

⑺『申出解約』とは、お客さまが本サービス利用契約の解約を当社へ通知し、当社の定める手続きを経て、当該契約の解約をおこなうことをいいます。

⑻『強制解約』とは、お客さまが第9条2項各号のいずれかに該当し、当社が強制的に本サービス利用契約の解約をおこなうことをいいます。

⑼『解約日』とは、『申出解約』の場合はお客さまの解約通知を当社が確認し、かつ当社が定める手続きが完了した日を、『強制解約』の場合は第9条2項各号記載の事由が発生したと当社が合理的な理由により認めた日をいいます。

⑽『ご契約者さま』とは、第2条1項に基づいて本サービスの利用を申し込み、かつ、第2条5項に基づいて本サービス利用契約を締結した方をいいます。なお、ご契約者さまは、原則として本サービスの提供を受け、かつ、本規約に基づいて 代金等をお支払いいただく方とします。

⑾『お支払者さま』とは、第5条11項ただし書に基づき、ご契約者さまに代わって本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方をいいます。

⑿『ご利用者さま』とは、第2条3項に基づいて届け出た本サービスの配送先となる方をいいます。

⒀『お客さま』とは、原則としてご契約者さまご本人をいいます。ただし、ご契約者さまとお支払者さまが異なるときは、本規約中の『お客さま』の表記を適宜『ご契約者さま』又は『お支払者さま』に読み替えるものとします。

⒁『無償提供品』とは、本商品のうち、当社が本サービスをご利用中のお客さまに対して無償で提供するものをいいます。

⒂『定期配送』とは、当社がお客さまに対して無償提供品を定期的に配送することをいい、その具体的な定期配送の周期は第4条1項及び2項に従って決定されるものとします。

⒃『追加配送』とは、お客さまが定期配送される無償提供品以外に臨時に本商品の購入を希望した場合に、当社が本商品を配送することをいいます。

⒄『代金』とは、お客さまが追加配送を希望した場合に、お支払いいただく本商品の販売代金をいいます。

⒅『レンタル料』とは、お客さまがお支払いいただく本製品のレンタル料をいいます。

⒆『代金等』とは、お客さまが本規約に基づいて支払う代金、レンタル料その他一切の金員をいいます。

⒇『製品変更』とは、本製品の配送予定日より前に、お客さまのご希望により、お客さまが本サービスのお申込時に希望された本製品のカラー等を変更することをいいます。

㉑『製品交換』とは、現在利用する本製品に係る配送予定日（この配送予定日に従って当社が本製品を出荷し、かつ、当社に返送されることなくお客さまが本製品を受領したことを当社が確認できた場合における当該配送予定日に限ります。）以降に、お客さまのご希望により、納入済みの本製品をお客さまの希望する別の本製品に交換することをいいます。

㉒『利用開始前キャンセル』とは、本サービスの利用開始日の到来までに、お客さまのご希望により、第2条1項に基づいておこなった本サービスの利用申込みを取り消すことをいいます。

■第2条　本サービスのお申込み及び契約成立

1.お客さまは、本規約に同意の上、所定の方法により本サービスのお申込みをおこなうものとします。なお、お客さまによる本サービスの申込みがあるときは、お客さまが本規約の全部について異議なくご同意いただいたものと取り扱います。

2.本サービスの利用条件及び利用資格は以下各号のとおりとします。なお、以下各号の詳細は、当社が別途定めるとおりとします。

⑴本サービスの最低利用期間は、原則として、ウォーターサーバー初回配送予定日から起算して5年間とします。お客さまは、最低利用期間内は必ず本規約に従って本サ ービスをご利用いただくものとします。

⑵本サービスの提供地域で本サービスをご利用いただく必要があります。なお、提供地域はサーラの水ホームページ（https://sala-water.sala.jp/jousui/）をご参照ください。

⑶その他利用条件及び利用資格を定めている場合にはこれらを遵守いただく必要がございます。

3.お客さまは、本サービスのお申込時に、当社が定めたフォーマットに従い、お客さま情報として本項1号に定める各項目（以下「届出事項」といいます。）及びお客さまの希望する配送のルールとして本項2号に定める各項目（以下「配送基本ルール」といい、届出事項と併せて「届出事項等」といいます。）を届け出るものとします。

⑴届出事項
①氏名、住所、電話番号、メールアドレス
②本製品の機種及びカラーの指定
③その他当社が別途指定する事項

⑵配送基本ルール
①配送先の指定
②初回配送：本商品等の配送希望日及び初回配送時間帯
（ただし、お客さまが法人となる場合、初回配送時間帯の指定はできないものとします。）
③定期配送：本商品の配送時間帯
（定期配送予定日は原則初回配送予定日として登録された配送希望日と同日［以下「基準日」といいます。］とします。）
④その他当社が別途指定する事項

4.お客さまは、本条3項に基づいて当社に届出事項等を届け出るにあたっては、これらの内容の正確性を期するようにするものとします。万が一、これらの内容の全部若しくは一部が正確でなかったことによって本サービスの利用ができないことその他の不利益（お客さまによる当該不備によって返送事務手数料その他の費用等が別途発生することを含みます。）については、お客さまがこれを負担するものとします。

5.本サービス利用契約は、当社が本サービスのお申込みを承諾した時点で、本製品1台ごとに当社とお客さまとの間で成立するものとします。なお、当社の顧客管理システムへの届出事項等の登録完了をもって当社がこの承諾の意思表示をおこなったものと取り扱います。なお、当社は、お客さまによる本サービスの申込みの諾否について自由な裁量を有しており、また、お客さまによる本サービスの申込みを承諾しない場合であっても、その理由をお客さまに開示する義務を負わないものとします。

6.当社は、お客さまに対する本製品の初回配送後にお客さまによる本製品の受領拒否その他の事由によって本製品の受領の見込みがないと判断したときは、本条5項の承諾を取り消すことができるものとします。

7.当社は、サービス提供に関する内容について、電子メール、携帯メール、SMS等の電子的手段でお客さまの電子機器やモバイルデバイスに直接ご連絡、又は郵便、もしくは公式ホームページにてご案内する場合があるものとし、お客さまはこれを承諾するものとします。

■第3条　届出事項等の変更

1.お客さまが届出事項等の変更を希望されるときは、以下までご連絡ください。
サーラの水コールセンター（以下「当社コールセンター」といいます。）
お問合せ先
お電話からのお問合せ／0120-37-8726
メールからのお問い合わせ/info@sala-water.sala.jp
受付時間／9：00～17：00
（土日祝休日及び当社が指定する年末年始等の営業休止日を除く日）

2.当社に届出いただいた届出事項等に変更が生じた場合、お客さまは遅滞なく当社コールセンターに変更事項を届け出るものとします。なお、お客さまによるこれらの変更が届けられなかったこと又はその変更の届出の内容の全部若しくは一部が正確でなかったことによって本サービスの利用ができないことその他の不利益（お客さまによる当該変更届出の遅滞又はその内容の不備によって配送事務手数料その他費用等が別途発生することを含みます。）については、お客さまがこれを負担するものとします。

3.本条2項の届出がないために、当社からの通知又は送付書類その他のものが延着又は不着となった場合、通常到着すべき時にお客さまに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合を除きます。

4.届出事項等の各項目の変更内容の適用は、原則、その変更を受け付けた日の翌営業日までにおこなわれるものとします。ただし、お客さまが届け出た内容に不備がある場合又はやむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。

■第4条　注文及び配送

1.本商品の定期配送は以下各号に従っておこなわれるものとします。

⑴初回の定期配送予定日時：利用開始日の属する月から起算して8か月目（litta）又は9か月目（Slim-RⅡ）となる月の基準日及び配送基本ルールにて届出があった時間帯とします。

⑵次回以降の定期配送予定日時：前回の定期配送における基準日の属する月の翌月から起算して8か月目（litta）又は9か月目（Slim-RⅡ）となる月の基準日及び配送基本ルールにて届出があった時間帯とします。

2.お客さまは、定期配送予定日を、基準日を含む前後7日の間で変更いただけるものとします。なお、基準日前の配送を希望される場合は、希望する配送日の7営業日前までに、基準日後の配送を希望される場合は、基準日の7営業日前までに当社コールセンターへご依頼いただくものとします。

3.本商品の配送は、当社指定の配送事業者がおこないます。お客さまによる配送事業者の指定は承りません。

4.お客さまは、定期配送以外に臨時に本商品が必要となった場合、追加配送を当社コールセンターより注文いただけます。なお、追加配送の注文は、当社コールセンターの受付終了時刻を締切りとします。
5.当社は、お客さまから本条4項に基づく追加配送の注文を受けた場合、別途当社が指定する日以降に追加配送の注文を受けた本商品を配送するものとします。
6.当社は、お客さまの注文が本規約に違反し、若しくはそのおそれがある場合には、合理的な裁量のもとでその注文に応じず、又はこの違反のおそれが解消されたものと判断するときまで注文に基づく本商品の出荷その他の対応を停止することができるものとします。
7.定期配送、追加配送、配送基本ルールに基づいて配送された本商品等を含むお客さまのご依頼によって当社から配送された本商品等が、お客さまの都合により受取未了となり当社に返送された場合、配送事務手数料として本商品1セットあたり2,530円(税込)、本製品1台あたりIittaの場合は18,700円(税込)、Slim-RⅡの場合は27,500円(税込)をそれぞれお支払いいただきます。
8.お客さまは、本商品等に契約不適合(当社が定める本商品等の規格、使用条件、品質基準並びに本商品等が通常有すべき安全性、品質等を有しないことをいいます。以下同様とします。)がある場合等を除き、お届けされた本商品等を返品できないものとします。ただし、お客さまは、お届けされた本商品等が注文した本商品等と異なる場合、送料当社負担にてこれらの交換・返品をおこなうことができます。
9.配送事業者の都合又は交通事情、その他配送事業者の配送事情によりご指定の暦日、曜日又は時間帯に配送できない場合があります。したがって、当社は、お客さまから指定された内容に従って配送事業者が本商品等を確実に配送することを保証しません。ただし、当社は、お客さまから指定された内容に従って本商品等を配送できるよう、配送事業者に対して合理的な指導を実施します。
10.当社は、お客さまに対して、第4条1項及び2項によって決定される定期配送の周期に従って無償提供品1セットを提供するものとします。なお、お客さまがある月において本商品の追加配送を希望される場合、本商品1セットあたりIittaの場合は2,580円(税込)、Slim-RⅡの場合は2,780円(税込)をお支払いいただくものとします。

■第5条　利用料金及びその支払い

1.お客さまは、当社に対し、追加配送の出荷実績その他本サービスの利用状況等に基づき、別途当社が指定する締切日及び支払期日に従い、別途当社が指定する代金等を支払うものとします。
2.お支払いにあたり別途手数料が発生する場合、お客さまはこの手数料を負担するものとします。
3.当社による代金の請求は、本商品の出荷時を基準におこなわれます。
4.当社による本製品の初回レンタル料の請求は、本製品の初回配送予定日(この配送予定日に従って当社が本製品を出荷し、かつ、当社に返送されることなくお客さまが本製品を受領したことを当社が確認できた場合における当該配送予定日に限ります。)の属する月の翌月以降におこなわれるものとし、以後、各月にレンタル料の請求がおこなわれるものとします。なお、ある月において本製品の使用日数が1か月に満たない場合であっても、日割計算をおこなわないものとします。
5.クレジットカード決済にあたり、以下各号に定める利用上の留意事項を遵守又は承諾していただくものとします。
⑴お客さまから当社の指定する決済システムの運用事業者にてご登録いただいたクレジットカード番号、有効期限が変更又は更新された際、クレジットカード事業者より事前にお客さまに通知することなく、お客さまの新しいクレジットカード番号、有効期限が当社の指定する決済システムの運用事業者に通知される場合があります。この場合、お客さまは新しいクレジットカードにより当社に代金等を異議なくお支払いいただくものとします。
⑵お客さまから事前にご連絡がない限り、ご登録いただいたクレジットカードから継続して代金等をお支払いいただくものとします。
⑶お客さまがクレジットカード事業者に立替払いされた代金等をクレジットカード事業者の規約に基づきお支払いをされなかった場合、その後のクレジットカード決済がご利用いただけない場合があります。また、一度クレジットカード決済がされた場合でもクレジットカード事業者により取り消される可能性があります。
6.お客さまから届出いただいた決済方法が何らかの理由により代金等の決済にご利用いただけない場合、当社の判断により当社が別途指定する決済方法に従ってお支払いいただきます。この場合、お客さまが新たに決済方法を届け出たときは、当社の別段の指示がある場合を除き、この最新の決済方法に従い、お支払いが未了の代金等を含む一切の代金等をお支払いいただくことになります。なお、当社は、お客さまによるお支払いが確認できるまでの間、第8条1項に基づいて本サービスを『停止』することができるものとします。
7.代金等のお支払いが支払期日を過ぎても確認できなかった場合、お客さまは、未払いの代金等に加え、これに対する支払期日の翌日から完済に至るまで年利14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。また、支払期日を経過した代金等については、当社が必要と判断する対応をおこないます。
8.お客さまへの領収書の発行は、当社が指定する方法によっておこなわれるものとします。
9.お客さまが当社に対し、本規約に定めのない役務を依頼する場合、別途費用が発生する場合があります。
10.本サービスのご利用にあたり、ご契約者さまと異なる名義による代金等の決済は受け付けておりません。ただし、ご契約者さまと緊密な関係にある者として当社が特に認めた場合に限り、ご契約者さまと異なる方の名義による代金等の決済を受け付けます。
11.ご契約者さまは、お支払者さまが代金等を支払う能力を有し、かつ、ご契約者さまに代わって遅滞することなく適切に代金等の全部を支払えることを表明し、保証するものとします。万が一、お支払者さまが代金等の全部又は一部の支払いを遅滞したときは、ご契約者さまは、以後、当社が指定する方法に従い、お支払者さまによるお支払いが未了の代金等を含む一切の代金等を支払う義務を負うものとします。
12.当社は、消費税率の改定がある場合、その改定内容に応じて代金等の消費税率を適宜改定することができるものとします。
13.当社は、お客さまによって届出された決済情報に不備がある場合、不備のない決済情報の届出があるまでは本サービスの提供(本商品等の配送を含みます。)を中止することができるものとします。

■第6条　代金等の回収

1.お客さまは、本規約上の規定により当社に対して支払う料金その他の債務に係る債権につき、当社が別途指定する事業者(以下「請求事業者」といいます。)に対して当該債権を譲渡し、又はその債権の回収業務を委託することにつきあらかじめ承諾していただくものとします。
2.当社及び請求事業者は、本条1項に基づいて債権譲渡又は債権回収業務の委託をおこなう場合であっても、お客さまへの個別の通知又はお客さまからの個別の承諾を要しないものとします。
3.お客さまは、債権譲渡先又は債権回収業務の委託先となる請求事業者が債権の回収状況等の情報を当社に開示することがあることにつきあらかじめ承諾していただくものとします。

■第7条　遵守事項等

1.お客さまは、本サービスのご利用にあたり、以下各号に定める事項を遵守しなければならないものとします。
⑴本製品を付属の説明書並びに当社の指導に従って設置及び取り扱うこと
⑵本製品を付属の説明書並びに当社の指導に従って各部位のお手入れをおこなうこと
⑶本製品の水漏れに備え(本商品の差込み不良、誤った使用方法等)、床下暖房、絨毯、床下配線等がある場所への設置を避けるとともに、本製品に付属する説明書に従って適切に本製品を使用すること
⑷本製品の使用にあたっては、幼児その他本製品の使用方法を適切に理解することが困難な者が容易に本製品を使用することがないように適切な注意を払うこと
⑸当社に届出をせず、本製品の設置住所を変更しないこと
⑹当社による事前の承諾を得ることなく、営利目的で本サービスを利用しないこと及び有償又は無償の如何を問わず本商品等並びに契約上の地位を第三者に対する譲渡、転貸又は担保権の設定の目的としないこと
⑺本製品等を用いることで適切にろ過できる能力等はお客さまによるその使用量その他の本製品の使用状況等によって異なるものであり、無償提供品と使用中の本商品を交換するのみで本製品等のろ過能力等を適切に発揮し、これを維持することが可能であることまでは保証されておらず、必要に応じて有償で本商品を追加購入する必要が生じる可能性があること
⑻本項1号から7号までに定める事項のほか、当社が別途指定した禁止行為をしないこと
2.当社は、本商品の追加配送、本サービスの『申出解約』、『製品変更』、『製品交換』、『利用開始前キャンセル』の申出、届出事項等の変更等の各種申出について、原則としてご契約者さまからの申出のみ受け付けるものとします。また、当社は、お申出をされた方がご契約者さま本人であるかを確認するため、合理的な措置を講じることができるものとし、お申出いただいた方はこれに協力いただくものとします。ただし、配送基本ルールの変更等については、ご利用者さまからの申出も受け付けさせていただく場合があります。

■第8条　本サービスの『停止』

1.当社は、お客さまが以下各号のいずれかに該当する場合、当該各号に該当する原因が解消されるまでの間、本サービスを『停止』するものとします。なお、『停止』の期間においても本製品のレンタル料は毎月発生するものとします。ただし、当社から別段の指示がある場合には当該指示に従うものとします。
⑴第9条2項各号(第9号及び第10号を除きます。)のいずれかに該当する場合において、同項の定めにかかわらず、『強制解約』をおこなうことなく当該各号に該当する原因となる事実等の是正を求めることが相当であると当社が判断した場合(お客さまの代金等のお支払いが確認できない場合において、直ちに『強制解約』をおこなわずに支払いの催促をおこなうことが相当であると当社が判断した場合を含みますが、これに限定されません。)
⑵第9条2項各号(第9号及び第10号を除きます。)のいずれかに該当するおそれがあると合理的な根拠に基づいて判断した場合
⑶当社が、定期配送や追加配送をおこなったにもかかわらず、本商品が当社に返送された場合(お客さまがご不在で本商品をお受取りになられず、本商品が当社に返送された場合を含みます。)
⑷本サービスの利用期間中においてお客さまの届出いただいた決済方法が、何らかの理由によって代金等の決済に利用できなくなった場合
⑸代金等の支払いを1回でも遅延した場合
⑹本項1号から5号までの各号に類する事由がある場合
2.当社は、『停止』をおこなった場合、本サービスが再開されるまでの間、無償提供品の定期配送、本商品の追加配送その他の本サービスの提供をおこなわないものとします。
3.お客さまは、本サービス利用期間中において本サービスの利用再開を希望する場合、当社の指示に従い、本条1項各号のうちお客さまの該当する『停止』事由を解消することによって本サービスを再開することができるものとします。
4.当社は、本条1項各号の事由を根拠に『停止』をおこなった場合であっても、お客さまの信用状況の変化その他の事由により、『停止』を継続することなく第9条2項に基づいて『強制解約』をおこなうことができるものとします。

■第9条　本サービスの『解約』

1.お客さまが本サービスの『申出解約』を申し出た場合、本規約に基づいて発生する当社に対する一切の債務を当社が指定する期日までにお支払いいただくとともに、当社が定める方法に従って当社が別途指定する期日までに本製品をご返却いただきます。なお、お客さまによるこれらの義務の履行を当社が確認した時点で『申出解約』の手続きは完了となります。また、当社がこの期日までに本製品の返却が確認できないときは、お客さまは、第15条1項に基づいて製品補償料をお支払いいただくとともに、この期日までに発生している代金等について当然に期限の利益を喪失するものとし、直ちにこれをお支払いするものとします。
2.お客さまが以下各号のいずれかの事由に該当した場合、当社は、何らの通知・催告等をせずに『強制解約』をおこなうことができます。
⑴お客さまがお申込みに際し、氏名や住所等お客さまの特定、信用状況又は本サービスの利用資格の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合

⑵代金等のお支払いを3回連続で遅延した場合
⑶当社が、定期配送や追加配送をしたにもかかわらず、本商品が当社に返送され（お客さまがご不在で本商品をお受取りになられず、本商品が当社に返送された場合を含みます。）、かつ、当社がお客さまに対して本商品の再配送の連絡をしたにもかかわらずお客さまから当社の連絡に対する応答がなかった場合
⑷お客さまの信用状態が悪化したと客観的に認められる場合
⑸当社及び本サービスの提供にかかわる第三者の名誉を毀損又はその他の権利を害した場合
⑹ほかのお客さまの迷惑となる行為があった場合
⑺第7条記載の遵守事項その他本規約上の義務に違反した場合
⑻本項1号から7号までの各号に類する事情により、当社がお客さまへの本サービスの提供を不適当であると判断した場合
⑼第8条1項に基づいて『停止』をおこなった場合において、当社が本サービスを『停止』した後に発行した請求書の支払期日までに、お客さまの代金等の支払いを確認できなかった場合
⑽本項9号に基づいてお支払いいただいた代金等に不足があった場合において、当社が支払いについて連絡をしたにも関わらずお支払いを確認できなかった場合
⑾お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他不当な目的のもとで経済的利益を追求する団体又は個人（以下「反社会的勢力」といいます。）に属し、又は反社会的勢力と関係を有することが判明した場合
⑿お客さま又はお客さまが第三者を利用して、当社及び委託先の事業者に対し、法的責任を超えた不当要求行為、詐術、脅迫的言辞、その他これらに準ずる行為をおこなった場合
⒀本項1号から12号に定めるほか、その他の事由により当社とお客さまとの間の信頼関係が著しく破壊された場合

3.お客さまは、本サービスの利用開始日を起算日としたうえで、本サービスの最低利用期間の満了日の前日中までに『解約』がある場合、お客さまがお申込みいただいた本製品に応じて、以下に定める契約解除料を支払うものとします。

ご利用サーバー	契約解除料（不課税）					
共通	サーバー初回配送予定日から1年未満	サーバー初回配送予定日から1年以上2年未満	サーバー初回配送予定日から2年以上3年未満	サーバー初回配送予定日から3年以上4年未満	サーバー初回配送予定日から4年以上5年未満	サーバー初回配送予定日から5年以上
	50,000円	40,000円	30,000円	20,000円	10,000円	0円

4.お客さまが本条2項各号のいずれかに該当するときは、お客さまは、当社による格別の意思表示を要することなく当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を当社に支払うものとします。
5.当社は、お客さまが本条2項各号のいずれかに該当するおそれがあると判断した場合、そのおそれが解消されるまでの間、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとします。

■第10条　本製品の『製品変更』

1.お客さまは、お申込時に希望された本製品の『製品変更』を希望される場合、本製品の初回配送予定日から起算して7営業日前17時までに当社コールセンターへお電話にてご連絡いただいたときは、無償で『製品変更』をおこなうことができるものとします。
2.お客さまは、本条1項で定める期日を経過してから『製品変更』を申し出た場合、既に当社から本製品を出荷しているため、当社に対し、変更事務手数料として本製品1台あたりlittaの場合は18,700円（税込）、Slim-RⅡの場合は27,500円（税込）を支払うものとします。なお、お客さまは、本製品を受領した後は『製品変更』をおこなうことができないものとし、この場合に本製品の変更を希望するときは、第11条に定める交換事務手数料をお支払いのうえで『製品交換』をおこなう必要があるものとします。

■第11条　本製品の『製品交換』

お客さまは、現在利用する本製品に係る配送予定日（この配送予定日に従って当社が本製品を出荷し、かつ、当社に返送されることなくお客さまが本製品を受領したことを当社が確認できた場合における当該配送予定日に限ります。）以降に、本製品の『製品交換』を希望される場合（初期不良品や当社の責めに帰すべき事由によって生じた故障を原因とする交換は含みません。）、『製品交換』を申し出た日までの期間に応じて、以下に定める交換事務手数料を支払うものとします。なお、現在ご利用いただいている契約機種製品と同機種への交換となり、契約機種製品と異なる機種への変更をすることはできません。

ご利用期間	交換事務手数料				
	サーバー初回配送予定日から1年未満	サーバー初回配送予定日から1年以上2年未満	サーバー初回配送予定日から2年以上3年未満	サーバー初回配送予定日から3年以上4年未満	サーバー初回配送予定日から4年以上
litta	28,000円（税込）	21,000円（税込）	15,000円（税込）	8,000円（税込）	5,000円（税込）
Slim-RII	32,000円（税込）	25,000円（税込）	19,000円（税込）	12,500円（税込）	6,000円（税込）

■第12条　本サービスのキャンセル

1.お客さまは、『利用開始前キャンセル』をご希望される場合、本製品の初回配送予定日から起算して7営業日前までに当社コールセンターへお電話にてご連絡いただいたときは、無償で本サービスのお申込みをキャンセルすることができるものとします。
2.お客さまは、本条1項で定める期日を経過してから本製品を受領するときまでの間に『利用開始前キャンセル』を希望する場合、既に当社から本製品を出荷しているため、『製品変更』に準じて本製品1台あたりlittaの場合は18,700円（税込）、Slim-RⅡの場合は27,500円（税込）をお支払いいただくものとします。
3.お客さまは、本製品を受領した後は、原則、本サービスの申込みをキャンセルすることができないものとします。なお、本サービスの利用の終了を希望するお客さまは、第9条1項に基づいて『申出解約』をおこなうものとし、この『申出解約』が最低利用期間の満了日の前日中までにおこなわれたときは、第9条3項に定める契約解除料をお支払いいただくものとします。
4.本条2項及び3項の定めにかかわらず、本サービス利用契約に適用される強行法規においてお客さまに取消権又は解除権（クーリング・オフ制度に基づく解除権を含みます。）が認められている場合であって、お客さまはこれらの権利に基づいて本サービスのキャンセル又は『解約』を希望されるときは、本条2項で定める事務手数料又は本条3項で定める契約解除料をお支払いいただく必要はありません。

■第13条　個人情報の取扱い

1.当社は、本サービスを提供するために、お客さま（法人のお客さまの場合は、その組織に帰属する個人）に関する個人情報（個人情報の保護に関する法律（2003年法律第57号）第2条1項の定義に従います。以下同様とします。）を提供いただくものとします。この場合における利用目的は以下に定めるとおりとします。
①本サービス利用契約の申込み及び本サービス利用契約の締結、本商品等の配送、代金等の請求、本サービスに関するお問合せ、緊急時のご連絡及びお客さま情報管理その他の各種連絡対応管理のため
②当社及びグループ会社の取り扱う商品又はサービスその他当社のおこなう各種キャンペーン等のご案内、関連商品のマーケティング活動、マーケティングデータの調査統計分析、各種イベントの管理及び販売促進の実施のため（キャンペーン、アンケートのお知らせ、サービス改善ヒアリング等のご依頼の実施、キャンペーン等の実施及び当選の連絡及び景品等の発送等を含みます。）
③当社及びグループ会社の取り扱う商品又はサービスの開発及び改善のため
④取引先等より個人情報の取扱業務を委託された場合においてこの委託された業務を実施するため
⑤お客さまと当社との間の契約又は法令に基づく権利の行使又は義務の履行のため
⑥前記①から⑤までに掲げるほか、当社が取り扱う商品又はサービスにおいて個別に定める目的のため
⑦前記①から⑥までに掲げるほか、各種連絡、対応管理、関連資料の送付等のため
⑧前記①から⑦までに掲げる事項の達成のために外部に当社の業務を委託するため
2.お客さまは、当社に対して提供する情報が十分でない又は不正確である場合には本サービスの提供が十分に受けられない可能性があることをあらかじめ了承するとともに、このことによって生じる不利益について当社に対して異議を申し立てないものとします。
3.お客さまは、本サービス利用契約の申込みの前に、当社が別途定めるプライバシーポリシー（URL：https://sala-water.sala.jp/jousui/privacy/）を必ず確認し、その内容に同意した上で、本サービスを利用するものとします。
4.本規約に定めるほか、当社が本サービスに関して取得するお客さまに関する情報の利用範囲、第三者開示の有無その他の詳細は、当社が定めるプライバシーポリシーに準拠するものとします。

■第14条　本サービスの利用契約の移転

1.当社は、本サービスの利用契約の契約上の地位を第三者に対して移転する場合があります。この場合、本サービスの利用に関して当社が知るお客さまに関する情報は、第三者に移転するものとします。
2.当社は、本条1項に基づいて契約上の地位が移転しても、お客さまに対し、第三者から本サービスと同等のサービスの提供ができるように最善の努力をおこないます。
3.本条1項が適用される場合、契約上の地位を移転する当社は、移転先となる第三者の名称等をお客さまに通知するものとし、この契約上の地位の移転を希望されないお客さまは、当社が指定する連絡先（特段の指定がないときは当社コールセンター）宛てにご連絡いただくものとします。なお、当社がこの通知を送付してから7日以内にご連絡がない場合、お客さまは契約上の地位の移転についてご承諾いただいいたものと取り扱います。

■第15条　損害賠償等

1.お客さまは、以下各号のいずれかに該当する場合、当社に対し、製品補償料として本製品1台あたり33,000円（税込）を支払うものとします。なお、お客さまから製品補償料をお支払いいただいた場合、お支払いと同時に本製品の所有権はお客さまに移転するものとし、それ以降、当社は本製品に対して一切の責任を負わないものとします。
⑴第7条所定の遵守事項に反して本製品を使用することにより本製品が破損、分解、解体等された場合
⑵『解約日』から30日以内に、当社において本製品の返却が確認されない場合
2.お客さまは、本条1項1号に該当する場合であっても、修理・部品交換で本製品の正常な使用が可能となると判断した場合、製品補償料の支払いに代えて、当社が別途定める料金をお支払いいただくものとします。
3.お客さまは、本条1項から2項に定める事項のほか、本サービス利用契約への違反又はその履行に起因又は関連して当社に損害を与えた場合、この損害を賠償いただくものとします。ただし、お客さまの責めに帰すことができない事由によって生じた損害については、この限りではありません。
4.お客さまは、本サービスの利用期間中に生じた当社に対する債務については、当社の指示に従い、本サービス利用契約の終了時までに速やかに支払うものとします。また、お客さまは、本サービス利用契約が終了した時点でもなお未払いの債務があるときは、その終了後も履行の責任を負うものとします。

■第16条　免責及び責任制限

1.当社が本サービスを提供できなかったことが、以下各号のいずれかの事情によるときは、当社はその履行責任及び損害賠償責任を免れます。ただし、本サービスを提供できなかったことにつき、当社の責めに帰すべき事由があるときは、この限りではありません。
⑴天災・地変等の災害を被ったとき
⑵法令の制定、改廃、行政指導のあったとき
⑶悪天候、交通事情等により本サービスの履行遅延が生じたとき
⑷本サービスの運営が困難な重大な事由が生じたとき
⑸本項1号から4号までの各号に類する事由が生じたとき
2.お客さまは、本条1項1号に該当する場合であっても、修理・部品交換で本製品の正常な使用が可能となると判断した場合、製品補償料の支払いに代えて、当社が別途定める料金をお支払いいただくものとします。

3.当社は、当社との間で本サービス利用契約を締結しているお客さまに対してのみ本契約上の責任を履行するものとし、有償又は無償を問わず、当社の承諾なく本商品又は本製品を取得した第三者に対して何ら本サービス利用契約上の責任を負わないものとします。
4.債務不履行責任、不法行為責任その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は本サービス利用契約に関して当社がお客さまに対して負担する損害賠償の範囲は、当社の責めに帰すべき事由により又は当社が本サービス利用契約に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、間接損害、拡大損害は賠償の範囲から除かれるものとします。
5.当社によるお客さまに対する損害賠償の額は、損害が発生した日から起算して6か月前までにお客さまからお支払いを受けたレンタル料の総額(税抜)を上限といたします。
6.本条4項及び5項の規定は、当社の故意又は重過失によってお客さま(消費者契約法(2000年5月12日法律第61号)第2条1項で定義する「消費者」に該当する場合に限ります。)に損害を与えた場合又はその他の本サービス利用契約に対して適用される法令に抵触する場合には、これを適用しないものとします。
7.お客さまは、当社による本サービス利用契約の履行にあたってはお客さまご自身の協力が必要となる事項があること(本商品等の配送及び回収を含みます。)をご了承いただくものとし、当社はお客さまの協力が得られるように合理的な努力をおこないますが、この協力が得られないことによって当社がこの履行をおこなうことができないときはその未履行について責任を免れるとともに、当社による本サービス利用契約の未履行によってお客さまが被る不利益等についてはお客さまご自身で負担いただくものとします。
8.当社は、本商品等の製造又は販売中止により修理・代替品の交換、提供が不可能となった場合、当然に本サービス利用契約を終了することができるものとします。

■第17条　委託

当社は、お客さまに対する事前の通知及び承諾を得ることなくして、当社の裁量に基づき、本サービスの運営に関する業務(代金等の請求及び受領、本サービスにかかわる資料の発送、本製品の発送及び回収等の業務を含みます。)の一部を販売店その他の第三者に委託することができるものとします。

■第18条　規約及び代金等の変更、承認

1.当社は、お客さまに対する事前の承諾の取得及び個別の通知をおこなうことなく、市場の動向及び社会情勢等その他の事情に応じて、いつでも本規約の定め並びに代金等、本サービスの内容及び条件等(以下、これらを総称して「規約等」といいます。)を適正な範囲において変更することができるものとします。ただし、ご利用いただいているお客さまに大きな影響を与える変更やお客さまへの十分な配慮が必要となる変更となるときは、あらかじめ合理的な事前告知期間を設けるとともにお客さまに対する不利益を緩和するための合理的措置を講じるものとします。
2.本条1項に基づく変更は、当社が公式ホームページ(https://sala-water.sala.jp/jousui/)への掲載その他適切と判断する方法によってお客さまに対して告知することによっておこなうものとします。ただし、当社は、本条1項に基づく変更にあたり、規約等の変更内容に応じた効力発生日を定めるとともに、変更をおこなう旨及び変更後の規約等の内容及び効力発生日を告知するものとします。
3.本条1項に基づく変更の効力は、本条2項に基づいて告知した効力発生日に生じるものとします。
4.当社は、本条1項に基づく規約等の変更の効力が適法に生じた場合、お客さまが変更後の規約等に同意したものとみなして変更後の規約等を適用するものとします。

■第19条　特約の適用

1.当社は、お客さま個別に特別の合意・約束(以下「特約」といいます。)をおこなうことがあります。その場合、規約等にかかわらず特約の内容が優先されるものとします。
2.特約に記載のない事項については、すべて規約等に準じるものとします。

■第20条　準拠法

本規約の有効性、解釈、履行等に関しては、日本法が適用されるものとします。

■第21条　分離可能性

本規約に定める条項の一部が無効とされた場合であっても、他の条項の有効性に影響を与えないものとします。この場合、この無効とされた条項は、当初に意図された経済的目的が可能な限り達成できる有効な条項に当然に置き換えられるものとし、お客さまはこれをあらかじめ承諾するものとします。

■第22条　裁判管轄

当社とお客さまとの間で本規約に関連する紛争が発生したときは、両者で誠意をもって協議しこれを解決するものとしますが、訴訟の必要が生じた場合は、被告の住所又は本店所在地を管轄する地方裁判所とします。

■第23条　その他

1.当社は、お客さまに対し、本サービスに付帯する商品又はサービスを提供することがあります。その場合、当社は、この付帯する商品又はサービスの提供条件等を当社が別途指定するウェブページに掲載するものとし、お客さまはこの条件に従ってこの付帯する商品又はサービスをご利用いただくものとします。
2.当社は、お客さまから有料設置サービスのお申込みがあるときは、当社が別途定める公式ホームページ(https://sala-water.sala.jp/jousui/)内の「有料設置サービス利用規約」に基づいて、お客さまに対して有料設置サービスを提供することができるものとします。この有料設置サービスの提供条件その他の詳細に関しては有料設置サービス利用規約が適用されます。
3.当社は本サービスが『解約』となる場合、原則として、本条3項に記載の付帯商品又は付帯サービスについても同時に提供を終了するものとします。
4.当社は、お客さまに対する通知又は連絡(以下「通知等」といいます。)をおこなう場合、お客さまがその通知先又は連絡先(以下「通知先等」といいます。)として当社に届け出た最新の情報をもとにこれをおこないます。当社が合理的な努力をおこなっても通知先等が不明な場合、当社が知る最新の通知先等に対する通知等をもって当社の果たすべき義務の履行は完了したものと取り扱うとともに、お客さまに対して通知等が到達したものと取り扱います。
5.本規約のいずれかの条項又はその一部が本規約に適用される法令等(新たに制定される法令及び改正後の法令を含みます。)により無効又は執行不能と判断された場合であっても、無効又は執行不能と判断された条項又はその一部以外の本規約のその他の条項等については継続して完全に効力を有するものとします。

2025年12月1日制定

クーリング・オフのお知らせ

以下の「クーリング・オフ」の対象のお客さまは、「特定商取引法の訪問販売および電話勧誘販売に当たる場合のみ」適用させていただいておりますので、ご了承願います。

1.お客さまが、訪問販売および電話勧誘販売でご契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面を郵送又はFAXで送信すること若しくは電磁的方法により無条件で申込みの撤回を行うこと(以下、「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は、書面を発信したとき(郵便消印日付、FAX送信日など)又は電磁的方法で発進したとき(電子メール送信日)から発生します。ただし、現金取引(契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと)で、その代金が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。
2.クーリング・オフを行使したお客さまは、
①損害賠償および違約金の支払いを請求されることはございません。
②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担いたします。
③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。
④商品を使用もしくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。または、役務を受けたまま施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。
⑤役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求できます。
3.上記クーリング・オフの行使を妨げるために、事業者が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または威迫したことにより、困惑して、クーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によるクーリング・オフをすることができます。
4.クーリング・オフの行使の方法については、「ハガキ」、「FAX」「電子メール」等に必要事項を記入のうえ販売店あてに郵送またはメール送信してください。
1)「ハガキ」による行使は、簡易書留、内容証明郵便、特定記録郵便、書留が確実です。
2)記入するものとしては、お客さまのご住所、ご契約者名、お電話番号を表面にご記入のうえ、裏面には①契約年月、②販売店名、③販売店住所、④電話番号、⑤商品名または役務の種類、⑥商品等の金額、⑦支払った金額を至急ご返送ください。⑧振込先、⑨すでに受け取っている商品を早急に引きとってもらうなどを記入します。

＊郵送先:〒441-8006 愛知県豊橋市高洲町字西屋敷139番地
サーラの水株式会社　行
＊FAX送信先:0532-33-1052
宛先に「サーラの水株式会社宛」と記載して下さい。
＊電子メール送信先:info@sala-water.sala.jp
必ず件名に「クーリング・オフ」と記載して下さい。